

議案第31号

北九州市北九州市スポーツ推進計画（素案）に対する意見について
令和6年10月10日提出

北九州市教育委員会
教育長 田島 裕美

提案理由 スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき北九州市長から意見を求められた件について、教育委員会の意見を回答するため、この議案を提出する。

北九教総総第 号
令和6年10月 日

北九州市長 武内 和久 様

北九州市教育委員会

北九州市スポーツ推進計画（素案）に対する意見について（回答）

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、北九州市長から意見を求められた標記の件について、下記のとおり意見を回答するもの。

記

北九州市スポーツ推進計画（素案）（以下、計画という。）については、異議なし。

具体には、以下のような意見が述べられた。

- 他都市で開催された大会に参加するため、市外の方が市内に宿泊する事例もある。観光消費額は、他都市で開催されるスポーツ大会も含める余地があるのではないかと。
- 幼少期のスポーツ経験は生涯教育へ繋がるものである。子どもたちの成長に必要な取り組みを教育委員会とも連携して進めてほしい。
- 市におけるスポーツの強み・ポテンシャルについては、プロスポーツチームや国際大会の開催に重点が置かれている。市民が参加する大会（例：北九州マラソン）を計画に表記することにより、市民が「スポーツにACCESS」することを具体的に感じられるのではないかと。

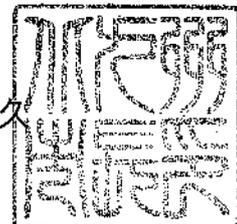
以上

北九都市スス第1231号

令和6年9月26日

北九州市教育委員会 御中

北九州市長 武内 和久



意見の聴取について

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、下記の案件について、
貴委員会の意見を求めます。

記

北九州市スポーツ推進計画(素案)について

〈問い合わせ先〉

都市ブランド創造局スポーツ部

スポーツ振興課 担当:梶谷・末永

TEL 582-2395

FAX 582-2677